



2025年5月19日

各 位

会社名 阿波製紙株式会社
代表者名 代表取締役社長 三木 康弘
(コード番号: 3896 東証スタンダード)
問合せ先 取締役上席執行役員 岡澤 智
CFO
(TEL. 088-631-8101)

監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更、 役員人事および代表取締役の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月26日開催予定の第111期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、同株主総会に付議する取締役候補者および定款の一部変更につきましても決議いたしました。

あわせて、監査等委員会設置会社移行後の役員人事および代表取締役の異動を内定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を行う監査等委員を取締役会の構成員とすることで取締役会の監査・監督機能を強化し、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図る。

(2) 移行の時期

2025年6月26日開催予定の第111期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

①上記1. に記載の通り、当社は監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行います。

さらに、経営の効率化を高め、機動的な意思決定を可能とするため、取締役への権限移譲に関する規定を新設いたします。

また、これによって、社外取締役のほか、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することにより、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第27条の変更を行います。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

②長期ビジョンに基づく事業目的について、一部改定および新たに4事業を追加いたします。

③資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等について取締役会の決議により行うことができる旨を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2025年6月26日(予定)
定款一部変更の効力発生日 2025年6月26日(予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員の異動について

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきまして、下記の通り内定いたしました。なお、取締役選任につきましては、2025年6月26日開催予定の当社第111期定時株主総会に付議予定です。

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者

氏名	新役職名	旧役職名
三木 康弘	代表取締役会長兼社長 CEO	代表取締役社長 CEO
三木 悠太郎	代表取締役副社長 COO CSO CDO	取締役常務執行役員 東京支店長 CSO CDO
長尾 浩志	取締役専務執行役員 CTO	取締役専務執行役員 COO CTO
日下 善文	取締役常務執行役員 阿南事業所長	取締役上席執行役員 阿南事業所長
岡澤 智	取締役上席執行役員 CFO	取締役上席執行役員 CFO
松重 和美	社外取締役	社外取締役
岡本 充智	社外取締役	(新任)

(注) 松重和美氏および岡本充智氏は、会社法第2条第15項に規定する社外取締役の候補者です。

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	旧役職名
内田 善久	社外取締役 常勤監査等委員	常勤社外監査役
工藤 誠介	社外取締役 監査等委員	社外監査役
島内 保彦	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(注) 内田善久氏および工藤誠介氏ならびに島内保彦氏は、会社法第2条第15項に規定する社外取締役の候補者です。

【新任取締役候補者略歴】

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
おかもと みちとし 岡本 充智 (1956年1月26日生)	1978年4月 株式会社アシックス入社 1990年9月 住友ビジネスコンサルティング株式会社 入社 1995年4月 株式会社教育総研代表取締役(現任) 1997年2月 株式会社パワー・インタラクティブ代表 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社教育総研 代表取締役 株式会社パワー・インタラクティブ 代表取締役	一株
[取締役候補者とした理由] 岡本充智氏は、マーケティング分野における専門家としての高い見識に加え、コンサルタント・企業経営者としての豊富な経験と実績を有しております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、当該見識や経験を活かして、特に当社の長期的な成長のための経営全般について、助言・提言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。		

(3) 補欠の監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	旧役職名
孝志 洋平	補欠の社外取締役 監査等委員	補欠の社外監査役

(注) 孝志洋平氏は、会社法第2条第15項に規定する補欠の社外取締役候補者です。

(4) 退任予定の取締役

氏名	現役職名
三木 富士彦	取締役上席執行役員 水環境事業部長
國原 惇一郎	社外取締役

(注) 三木富士彦氏は、引き続き執行役員 水環境事業部長に就任予定です。

4. 代表取締役の異動

(1) 異動の理由

経営体制の強化のため。

(2) 異動の内容

氏名	新役職名	旧役職名
三木 康弘	代表取締役会長兼社長	代表取締役社長
三木 悠太郎	代表取締役副社長	取締役

【新代表取締役の略歴】

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
みき ゆうたろう 三木 悠太郎 (1990年10月31日生)	2013年4月 株式会社みずほ銀行入行 2017年1月 当社入社 2021年4月 当社生産管理部副部長 2022年4月 当社経営管理部長 2023年4月 当社執行役員経営管理部長 2023年4月 Thai United Awa Paper Co., Ltd. Director (現任) 2023年6月 当社取締役常務執行役員東京支店長 (現任) 2023年6月 当社CSO (最高営業責任者) (現任) 2023年6月 当社CDO (最高デジタル責任者) (現任) (重要な兼職の状況) Thai United Awa Paper Co., Ltd. Director	2,871,000株

(注) 三木悠太郎氏の所有株式数は、株式会社徳応舎および株式会社日伸の所有株式数も含めた実質保有株式数を記載しております

(3) 異動予定日

2025年6月26日

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略) (目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～4. (条文省略) 5. <u>水処理装置</u>の製造ならびに販売 6. <u>前各号</u>に関連する試作ならびにコンサルティング事業 7. (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 8. (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略) (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 ～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 ～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2～3 (条文省略) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり) (目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～4. (現行どおり) 5. <u>水処理に関する膜・部品・装置</u>の製造ならびに販売 6. <u>機能材および水処理</u>に関連する試作ならびにコンサルティング事業 7. (現行どおり) 8. <u>太陽光などの自然エネルギー等に係る発電・売電業務、ならびに発電設備、充電設備およびそれらの付属設備の販売、保守・コンサルティング業務</u> 9. <u>農林水産品の生産および加工ならびに販売に関する事業</u> 10. <u>食品の製造および販売ならびに飲食店の経営</u> 11. <u>介護福祉サービス全般業務</u> 12. (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり) (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 ～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 ～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は、10名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2～3 (現行どおり) 4 <u>法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会の決議によって補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合をき、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長および取締役副社長各 1 名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会長が議長となる。</p> <p>2 取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第 27 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で</u>、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結することができる。</p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の数) 第 28 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の選任) 第 29 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の数に欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期) 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により、選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役) 第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規程) 第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第36条 (条文省略) <u>(期末配当金)</u></p>	<p>第32条 (現行どおり) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p>
<p>第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。</p>	<p>第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p>
<p>(中間配当金)</p>	<p>第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第39条 (条文省略)</p>	<p>第35条 (現行どおり)</p>